

所得控除一覧

[所得控除]

扶養親族の有無や社会保険料等の支払いなど個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を決めるために所得から差し引かれるものです。

種類	要件	控除額		
雑損控除	災害や盗難等により住宅や家財などに損害を受けた場合	「損害金額－保険金などで補てんされる金額」＝Aの金額を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額 ①Aの金額－（総所得金額等の合計額×10%） ②Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
医療費控除	前年中に一定額以上の医療費の支払いがあった場合 * 生計を一にする家族の分の支払いを含む	①－②－③（最高限度額 200万円） ①支払った医療費の合計金額 ②生命保険などで補てんされた金額 ③10万円と「総所得金額等の合計額の5%」のいずれか少ない方の金額		
社会保険料控除	国民健康保険料、国民年金保険料などの支払いがある場合 * 生計を一にする家族の分の支払いを含む	支払い額全額		
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金 確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金 心身障害者扶養共済制度に基づく掛金 などの支払いがある場合	支払い額全額		
生命保険料控除	生命保険料の支払いがある場合（次の①から③までによる各保険料控除の合計控除限度額は70,000円です。）			
	①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約） 各保険料を右の計算式により計算した金額 （イ）介護医療保険料 （ロ）一般生命保険料 （ハ）個人年金保険料 ※（イ）＋（ロ）＋（ハ）の合計額の上限は70,000円	支払い額		控除額
		以上	以下	
		0円	12,000円	支払い額全額
		12,001円	32,000円	支払い額÷2＋6,000円
		32,001円	56,000円	支払い額÷4＋14,000円
	56,001円	～	28,000円	
	②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約） 各保険料を右の計算式により計算した金額 （イ）一般生命保険料 （ロ）個人年金保険料 ※（イ）＋（ロ）の合計額の上限は70,000円	支払い額		控除額
		以上	以下	
		0円	15,000円	支払い額全額
15,001円		40,000円	支払い額÷2＋7,500円	
40,001円		70,000円	支払い額÷4＋17,500円	
70,001円	～	35,000円		
③①と②の両方の保険契約等がある場合	上記①及び②にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（適用限度額28,000円）となります。 1. 新契約の支払保険料等につき、上記①の計算式により計算した金額 2. 旧契約の支払保険料等につき、上記②の計算式により計算した金額			
地震保険料控除	①地震保険料の支払いがある場合	支払い額		控除額
		以上	以下	
		0円	50,000円	支払い額÷2
	50,001円	～	25,000円	
	②旧長期損害保険料の支払いがある場合 * 平成18年12月31日までに締結された長期損害保険契約（保険期間が10年以上で、満期返戻金を支払う特約のある契約）に基づく保険料	支払い額		控除額
		以上	以下	
		0円	5,000円	支払い額全額
	5,001円	15,000円	支払い額÷2＋2,500円	
15,001円	～	10,000円		
①地震保険料と②旧長期損害保険料の両方の支払いがある場合	①計算結果＋②の計算結果 （控除限度額25,000円）			

種類	要件	控除額				
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が58万円※1以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）について適用になります。	30万円				
寡婦控除	死別で前年の合計所得金額500万円以下の方、または離別で子以外の扶養親族を持つ寡婦について適用になります。ただし、所得制限（前年の合計所得金額500万円以下）が設けられます。	26万円				
勤労学生控除	自己の勤労に基づく所得があり、前年中の合計所得金額が85万円※2以下で、合計所得金額のうち、給与所得等以外の所得が10万円以下の場合	26万円				
障害者控除	納税義務者本人又は控除対象配偶者や扶養親族が障がい者である場合	26万円				
	納税義務者本人又は控除対象配偶者や扶養親族が特別障がい者である場合	30万円				
	控除対象配偶者や扶養親族が同居特別障がい者である場合	53万円				
配偶者控除	生計を一にする配偶者があり、その配偶者の前年中の合計所得金額が58万円※1以下の場合	あなたの合計所得金額				
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
	一般	33万円	22万円	11万円		
	老人（70歳以上）の配偶者	38万円	26万円	13万円		
配偶者特別控除	納税義務者本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の所得が58万円※1超133万円以下の場合	配偶者の合計所得金額		あなたの合計所得金額		
		超	以下	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		58万円	100万円	33万円	22万円	11万円
		100万円	105万円	31万円	21万円	11万円
		105万円	110万円	26万円	18万円	9万円
		110万円	115万円	21万円	14万円	7万円
		115万円	120万円	16万円	11万円	6万円
		120万円	125万円	11万円	8万円	4万円
		125万円	130万円	6万円	4万円	2万円
130万円	133万円	3万円	2万円	1万円		
扶養控除	生計を一にする親族があり、その親族の前年中の合計所得金額が58万円※1以下の場合					
	一般扶養親族（16歳以上で下記に該当しない方）		33万円			
	特定（19歳以上23歳未満）扶養親族		45万円			
	老人（70歳以上）扶養親族		38万円			
	同居老親等扶養親族 *老人扶養親族のうち、納税義務者本人か配偶者の直系尊属（両親、祖父母など）で、同居している親族		45万円			

種類	要件		控除額		
特定親族 特別控除	生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族の前年中の 合計所得金額が 58 万超 123 万円以下の場合	特定親族の合計所得金額			
		超	以下		
		58 万円	95 万円	45 万円	
		95 万円	100 万円	41 万円	
		100 万円	105 万円	31 万円	
		105 万円	110 万円	21 万円	
		110 万円	115 万円	11 万円	
		115 万円	120 万円	6 万円	
	120 万円	123 万円	3 万円		
基礎控除	あなたの前年中の合計所得金額に応じて控除されます。 ※ただし、合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は該当しません。		あなたの合計所得金額		
			2,400 万円以下	2,400 万円超 2,450 万円以下	2,450 万円超 2,500 万円以下
			43 万円	29 万円	15 万円

※1 令和 3 年度～令和 7 年度は 48 万円

※2 令和 3 年度～令和 7 年度は 75 万円